平成２６年（フ）第３９５号
広島県廿日市市宮島口西３丁目11番１号
債務者　梅澤　英俊
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森山　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７７号
愛媛県松山市束本２丁目５番17号　ファインコート302号
債務者　星加　勝久
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野垣　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３８号
山梨県笛吹市八代町北1573番地３　シャーメゾン天川Ｂ棟101号
債務者　寄特　義弘
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川手　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月10日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１３９号
山梨県甲府市緑が丘１丁目３番18号
債務者　滝沢　　修
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　理恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月10日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６４号
神戸市灘区大石東町１丁目２番１―403号
債務者　新安雪子こと　朴　　月仙
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬合　孝一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６５号
神戸市灘区備後町３丁目２番16―402号、従前の住所神戸市灘区備後町３丁目２番５―301号
債務者　高来美代子こと　朱　美代子
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬合　孝一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４０８号
神戸市垂水区福田４丁目４番22―202号、従前の住所神戸市垂水区狩口台４丁目34番301号
債務者　原口　清志
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡部　秀樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月１日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６３号
兵庫県伊丹市昆陽池２丁目80番地　ウインディア102号
債務者　植村　紀昭
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細川　敦史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月９日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２１７８号
大阪府東大阪市高井田西１丁目６番19―103号
債務者　山本運送こと　山本　一真
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３０１号
大阪府寝屋川市本町５番20号、前住所大阪市淀川区三津屋中１丁目５番19号　ヌーベルミツヤ207号
債務者　奥田　哲哉
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３４６号
大阪府東大阪市衣摺３丁目２番34号
債務者　瀬川　隆治
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３９９号
大阪市東淀川区東中島３丁目６番１―312号
債務者　岡本　京子
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４２８号
大阪市西淀川区姫島１丁目20番14号アヴェリタ姫島601号室
債務者　山野井治郎
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２４４８号
大阪市東淀川区豊里２丁目11番57号シャンボール淀川302号
債務者　友廣　勝美
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５９５号
大阪市港区弁天５丁目９番15号　つた家弁天ビル502号
債務者　石田　理絵
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６３０号
大阪府交野市郡津３丁目50番10―103号
債務者　谷川　敏子
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６４２号
大阪府枚方市樋之上町５番26―104号
債務者　柳原　康夫
1　決定年月日時　平成26年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部